

令和8年度企業研修・リスキリング実践支援事業委託業務
企画提案仕様書

1 事業名

令和8年度企業研修・リスキリング実践支援事業委託業務（以下「委託業務」という。）

2 委託期間

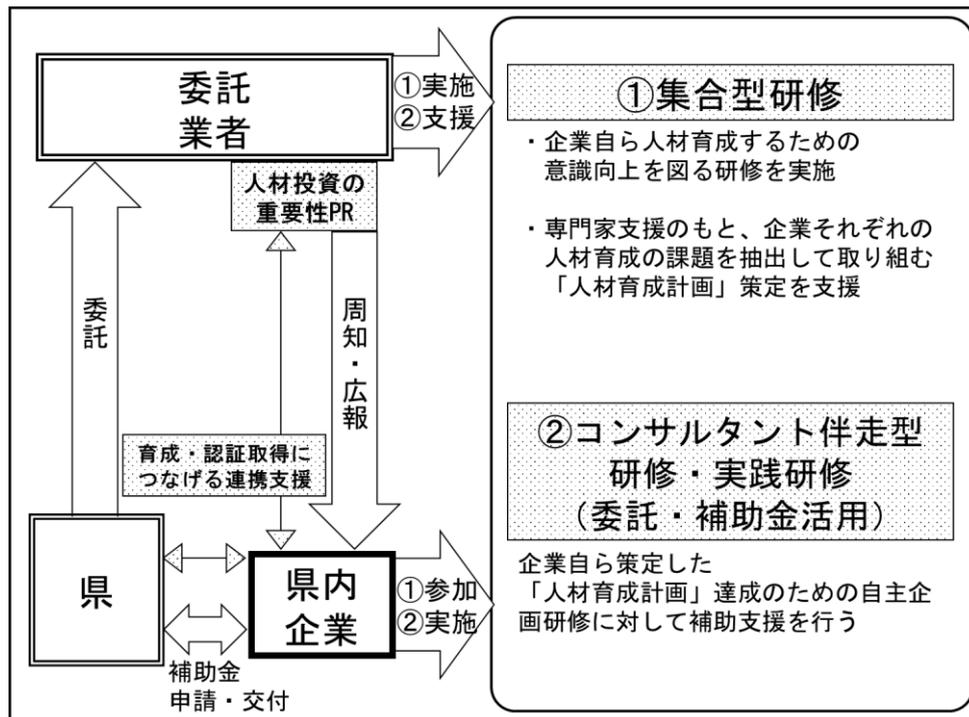
契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 事業目的

沖縄県においては、全国で最低水準となっている県民所得の向上のため、県内企業の「稼ぐ力」の強化に資する取組を推進することとしている。県内企業の「稼ぐ力」の強化には、DXの加速化やリスキリング等による労働生産性の向上や企業連携等により付加価値を高めるイノベーションの促進等に取り組むことが必要であるが、県内企業においてはこれらを担う人材が不足していることが課題の一つとなっている。

本委託業務は、県内企業に対し、生産性の向上に係るリスキリングなどの人材育成の必要性を啓発するとともに、専門家のコンサルティングやハンズオン支援などを通して、企業自ら継続的な人材育成を行う体制を整備することにより、県内企業の「稼ぐ力」の強化を図ることを目的とする。

4 事業スキーム



5 委託する業務内容

以下の内容について業務を委託する。

業務の実施に当たっては、発注者の指示に基づき、産業人材育成に関する他事業の受託者と密に情報交換、連携を図り、一体となって取り組むとともに、沖縄県他部署や他団体等の実施する関連事業に関して独自に情報収集を行い、効果的な連携を図ること。

(1) 集合型研修の企画、開催に関すること

主体的に人材育成に取り組む意志のある企業に対して、経営課題の抽出や人材育成計画の策定を支援する集合型研修、ワークショップ等を実施する。

受託者は、集合型研修の効率的運営のため以下を実施すること。

なお、研修の開催方法については、北部・離島地域企業の参加を促進するため、遠隔地開催やオンライン開催等、効果的な実施方法で実施すること。

- ・ 研修、ワークショップ等の企画・運営（周知、受講者の公募を含む）
- ・ 受講者の選定及び受講支援
- ・ 人材育成計画の策定支援
- ・ 人材育成に係る研修講師の選定
- ・ 受講者に対するアンケート作成・回答取りまとめ

(2) 人材育成計画の実践支援に関すること

人材育成計画を策定した、もしくは策定に向けて取り組んでいる企業に対して、人材育成計画に沿った経営課題解決のための専門家コーディネート支援や人材育成のための体制整備に対する支援として、コンサルタント伴走型研修の実施や実践研修（補助事業）などの事業者支援を行う。

人材育成計画の効率的な実践支援のため、以下を実施すること。

ア コンサルタント伴走型研修

人材育成計画の策定、実践に際し課題を抱える企業に専門家を派遣し、人材育成計画の進捗確認や見直し等、人材育成計画の実践支援を行う。

特に、本事業による実践研修（補助事業）の支援は活用しないが専門的助言を必要とする企業に対しては、外部講師の活用支援などのスポット的な支援を実施し、企業による人材育成に係る取組の自走化支援を行うこと。

- ・ 研修の企画・運営（周知、対象企業の選定を含む）
- ・ コンサルタント伴走型研修及びハンズオン支援を行う専門家コーディネート支援（外部講師の活用支援を含む）
- ・ 受講企業に対するアンケート作成・回答取りまとめ

イ 実践研修（補助事業）の事業者支援

企業が人材育成計画の達成のために取り組む自主企画研修のうち、県の補助金を活用して実施する実践研修（補助事業）に対して支援を行う。

専門家の選定については、実践研修（補助事業）に応じた課題や必要とする人材が各企業で異なると考えられることから、課題に応じた専門家を選定すること。

実践研修（補助事業）の対象は「人材育成計画を策定している企業」とする。本事業において人材育成計画を策定した企業や、これまでに人材育成に関する取組実績がある企業を対象とし、申請内容が不十分だと判断する場合は、集合型研修の受講等、必要な支援へつなげること。

補助事業者の公募、選定に当たっては、申請内容を整理するために十分な期間を設け、事業趣旨に沿った申請及び審査となるよう工夫して運営すること。

なお、企業が生産性向上を図るためには中長期的な取組が必要となるため、人材育成計画を策定して2年目、3年目の企業に対しての支援も想定している。しかし、本事業の目的として企業自ら継続的な人材育成を行う体制を整備することが重要であるから、補助事業者（支援する企業）の選定として、計画の実践が軌道に乗るまでの企業を優先し、自走化が目指せる企業に対しては、産業人材育成に関して沖縄県他部署や他団体等の実施する支援メニュー等へ誘導すること。

- ・ 実践研修（補助事業）を支援する取組の企画・運営（周知、補助事業者の公募を含む）
- ・ 補助事業者の選定（選定委員会の運営、書面審査の実施）
- ・ 補助事業者が実施する実践研修（補助事業）に対する専門家コーディネート支援
- ・ 補助事業者が県へ提出する申請書等の作成支援
- ・ 補助事業者に対する補助に係る帳票類の整理指導
- ・ 補助事業者に対するアンケート作成・回答取りまとめ

ウ その他、人材育成計画の実践を希望する企業に対するハンズオン支援

(3) 周知・広報活動及び対象事業者の掘り起こしに関すること

沖縄県として稼ぐ力の必要性和、その実現に向けた産業人材育成の重要性を周知する広報発信をすること。

特に、企業によるリスクリングの重要性について普及啓発を行うこと。

また、事業をより効果的なものとするためには、集合型研修や実践研修について、高い課題意識を有し、主体的に取り組む事業者を対象とする必要があることから、対象事業者を積極的に掘り起こす取組を行うこと。

- ・ 事業パンフレットの作成

- ・ インターネットやSNS等を利用した事業の広報
- ・ その他、本事業の目的に沿った効果的な取組の提案・実施

(4) 県内企業における人的投資の促進を目的とした他認証制度等との連携に関する
こと

本県や国が実施する産業人材育成に関する支援は多くあり、県内企業の必要とする有効的な支援策も個々によって様々である。そのため、県内企業がより適切な支援を受けることができるよう、本事業を通じて、沖縄県他部署や他団体が実施する取組との効果的な連携を図ること。

特に、企業によるリスクリングの普及啓発を図るために他事業や他団体等と連携した支援体制の構築や、沖縄県人材育成企業認証制度との相乗的な連携支援について検討すること。

(5) 人材育成企業のネットワーク構築に関すること

人材育成に取り組む企業が、企業活動の枠を超えて「稼ぐ力」について各々の成長を目指し、協力していくネットワークの構築、強化に関する取り組みを行うこと。

ネットワーク構築に際しては、先述した(4)に関連し、他認証制度等との連携を前提とすること。

(6) 委託業務の実施に係る検証に関すること

実施する各種取組の推進状況や達成状況等について自らPDCAを行い、本事業の目的に照らして効果的なものとなっているか検証すること。

また、より効果的な支援とするため、人材育成計画の実践により企業の付加価値額がどのように変化したのか検証すること。付加価値額とは、企業の生産活動によって新たに生み出された価値のことを指し、営業利益、人件費及び減価償却費の合計で算出するものを指す。

(7) 事業実施状況の県への報告

事業の進捗状況等を毎翌月10日までに県に報告すること。また、委託業務の履行状況について県から報告を求められた場合には、県が定める方法により速やかに報告すること。

6 活動指標、成果指標

本事業の活動指標、成果指標は以下の通りである。

取組の活動と成果を検証するため、研修前後売上、利益等の変化を調査し報告すること。

・活動指標

(1) 集合型研修：10回以上開催、受講人数100名以上

人材育成計画の策定：10件

(2) 実践研修（補助事業）：13件

・成果指標

各研修のアンケート結果において、受講者及び受講企業の満足度が80%以上

7 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に、契約額の範囲内で、業務の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

(1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を提出すること。

(2) 委託業務にかかる支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収書や納品書等、人件費については出勤簿や業務日誌等）が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。

(3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。

(4) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し保管しておくこと。

(5) 委託料の支払いについては、精算払いを原則とし、必要に応じて概算払いに応じるものであること。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書（様式任意）を作成し、契約締結までに県に提示すること。

(6) 委託業務の実施にあたって、財産の取得は原則として認めない。

(7) 事業費として計上できない経費

ア 建物等施設に関する経費

イ 事業内容に照らして当然備えるべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ その他事業に関係のない経費

(8) 経費項目については以下の表のとおりとする。

経費項目	内 容
I. 人件費	本業務に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	

旅費	本業務を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会議費	本業務に必要な会議、審査会、研修等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓（お茶代）等）
謝金	本業務に必要な会議、審査会、研修等に出席した外部専門家等に対する謝金
借料及び損料	本業務に必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	本業務を行うために必要な物品であって備品に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
印刷製本費	本業務で作成するパンフレット・リーフレット、成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	本業務を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	本業務を行うために必要な直接的な経費であって、他のいずれの区分にもぞくさないもの。原則として、本業務のために使用されることが特定・確認できるもの。 例) ・通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） ・光熱水料（電気、水道、ガス代。ただし、専用メーターの検針等により当該事業に使用した料金が算出できる場合のみ） ・翻訳通訳、速記費用
Ⅲ. 再委託費	県との取り決めにおいて、受託事業者が当該事業の一部を他者に行わせる（外注（請負）を含む）ために必要な経費
Ⅳ. 一般管理費	本業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費。以下の計算式により算出すること。 （人件費＋事業費－再委託費）×10／100 以内 ※1 円未満切り捨て ※上記計算式における再委託費は、当該委託業務に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

8 再委託の禁止について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な

事情があるものとしてあらかじめ甲が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 対象企業の抽出、企業への働きかけ等、本事業の統轄的かつ根幹的な業務

ウ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超えない業務

イ その他「契約の主たる部分」以外の業務であって県が認める業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、県が簡易と決定した業務

9 事業の成果品及び著作権

(1) 成果物の体裁、提出部数等

ア 委託業務報告書A 4版 (紙原稿及び製本版) 3部

イ 上記アに係る電子記録(テキスト情報化したPDF形式) 1式

(2) 提出期限 令和9年3月31日

10 その他

(1) 報告書には、県ホームページ等で公表可能な概要版を添付すること。なお、概要版は個別企業名が特定されないよう処理すること。

(2) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

(3) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託

者の負担とする。

- (4) 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。

ただし、本業務委託にあたり、成果物は公開を前提としており、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、提案者の費用をもって処理するものとする。

- (5) 成果物に係る著作者人格権を行使しないこと。

10 その他留意事項

- (1) 本事業は、沖縄振興特別推進交付金等を活用して実施するものであり、受託者においては、補助金等に係る予算の執行適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき、適正に執行しなければならない。

- (2) 沖縄県は、委託事業の適正を期するため、必要があるときは、受託者に対し遂行状況報告を求め、または沖縄県職員に事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができること。

- (3) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。